

# 独立行政法人水産総合研究センター国民の保護に 関する業務計画

平成18年4月28日付け18水研本第372号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）が水産に関する総合的な研究開発機関として、武力攻撃による災害に対して助言等を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

国民の保護の措置の実施にあたっては、国民保護法および関係法令に定めるもののほか、この業務計画書の定めるところによる。

## 第2章 措置の内容及び実施方法

### (措置の内容)

第2条 センターは、武力攻撃による災害に対し、政府の武力攻撃事態等対策本部、指定行政機関及び指定地方行政機関からの要請に応じ、国民の保護のため、漁港施設の応急復旧等及び放射性物質汚染周辺域等の水産物の安全性の確認等について、助言等を行うものとする。

### (実施方法)

第3条 この計画の実施にあたっては、国、地方公共団体その他の関係諸機関と緊密な連携を図り、その的確かつ迅速な実施に寄与するものとする。

### (支援の要請)

第4条 この計画の実施にあたり、労務、施設、設備又は物資の確保について、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対して応援を求めることが出来る。

### (被災情報の収集)

第5条 武力攻撃災害による被害状況に関する情報の収集に協力すると共に、その収集した被災情報を水産庁長官に報告するものとする。

## 第3章 実施体制

### (国民保護対策本部の設置及び廃止)

第6条 理事長は、武力攻撃災害に対し、政府の武力攻撃事態等対策本部、指

定行政機関及び指定地方行政機関からの要請に応じ、国民の保護のため第2条に掲げる措置を的確かつ迅速に実施するために、センターに「水産総合研究センター国民保護対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置する。

- 2 対策本部の構成員は次のとおりとする。
  - (1) 本部長 理事長
  - (2) 副本部長 理事のうちから理事長が指名する者
  - (3) 本部員 本部各部長及び理事長が指名する者
- 3 理事長に事故のあるときは、あらかじめ理事長が指名した理事が理事長の職務を代行する。
- 4 対策本部は、必要に応じて、次の業務を行う。
  - (1) 国民保護措置の実施に関するセンター内の総括及び連絡調整
  - (2) 武力攻撃事態等対策本部、農林水産省、水産庁等との情報交換及び連絡調整
  - (3) センター本部、研究所、栽培漁業センター、さけますセンター及び開発調査センターからの人的及び物的被害の状況等の被災情報等に関する情報の取りまとめ
  - (4) 農林水産省、水産庁への国民保護措置の実施状況及び被災情報の報告
  - (5) 地方公共団体への被災情報の報告
  - (6) 国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の作成及び発信
  - (7) その他国民保護措置の実施に関する業務
- 5 対策本部長からの総合調整または指示に基づく措置の実施により、従事した職員または財産に損害を被ったときは、その損失に関し、政府に請求の手続をとるものとする。
- 6 政府の武力攻撃事態等対策本部が廃止された場合には、対策本部を廃止する。

#### 第4章 災害対策

(協力要請への対応)

第7条 国民保護のための措置に関し、関係機関から協力要請があった場合は、次により対応するものとする。

- (1) 協力要請への対応 国又は地方公共団体から協力要請があった場合には、協力要請内容を吟味し、対応可能と判断した場合は的確かつ迅速に対応するものとする。
- (2) 協力要請の受信 国民保護のための協力要請等の受信は、総務部長が行い、同部長が不在の場合は、庶務課長が行うものとする。
- (3) 現地調査等の派遣職員の選定
  - ア 派遣職員の選定は、業務推進部長が行い、業務推進部長が不在の場合は、研究管理課長が行う。
  - イ 措置の種類により業務推進部長及び研究管理課長が派遣職員を選定す

ることが不適切な場合は、その措置の種類に応じて理事長が指名した者が派遣職員を選定する。

ウ 派遣職員は、措置の状況に応じて適任と認める職員を選定する。

エ 理事長は、選定された派遣職員に対し、安全を確認したうえで、派遣を命じるものとする。

(4) 派遣の諾否 選定された派遣職員は、業務に著しい支障があるなど特別の事情がない限り、命令に応じるものとする。

(5) 特殊標章等の交付 センターは、現地に派遣するにあたり、国民保護措置に係る業務を行う者であることを識別させるための特殊標章及び身分証明書を作成し、水産庁長官に使用許可申請をし、これを派遣職員に交付する。

(派遣中の遵守事項)

第8条 現地に派遣される職員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職員は、派遣中において特殊標章等を常時携帯しなければならない。

また、この特殊標章等の取り扱いについては、農林水産省特殊標章等取扱要綱に従うこと。

(2) 現地の指揮監督官による指示があるときは、それに従わなければならない。

(3) 安全確保のために十分配慮すること。

(4) 言論及び表現の自由に配慮すること。

(5) 別の部隊と現地で行動を共にするときは、現地の規律を守らなければならない。

(6) その他、センターの対策本部と連絡を密にし、対策本部の指示に従うこと。

(緊急対処保護措置の実施)

第9条 緊急処理事態対処方針が定められたときは、国民の保護のための措置に準じて緊急対処保護措置を実施する。

## 第5章 その他

(計画の変更)

第10条 この計画は、必要に応じ変更することができる。なお、変更した場合は、関係法令等に則り、関係機関へ届け出るものとする。

## 附 則

この計画は、平成18年4月28日から適用する。